

広島県告示第八百十三号

次の広島県告示で指定した特定農業用ため池の指定を解除した。

令和七年九月十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

告示番号	令和二年広島県告示第五百一号	
所 在 地	特定農業用ため池の名称	
広島県安芸郡熊野町	不動下池（別表三のとおり）	

告示番号	令和二年広島県告示第七百七十八号	
所 在 地	特定農業用ため池の名称	
広島県東広島市	歳面池（別表二のとおり）	

告示番号	令和二年広島県告示第八十八号	
所 在 地	特定農業用ため池の名称	
広島県府中市	稲田池（別表一のとおり）	
広島県東広島市	松永池外一箇所（別表二のとおり）	

告示番号	令和三年広島県告示第六百号	
所 在 地	特定農業用ため池の名称	
広島県府中市	中山池（別表一のとおり）	
広島県東広島市	新池（４）外三十二箇所（別表二のとおり）	

告示番号	令和三年広島県告示第九百三十四号	
所 在 地	特定農業用ため池の名称	
広島県東広島市	尾崎池（別表二のとおり）	

別表一から別表三までは、添付を省略し、広島県のホームページに掲載するとともに、広島県農林水産局ため池・農地防災担当に備え置いて縦覧に供する。